

別 表 1 (第 4 条関係)

種類		補助対象		補助率	補助金 限度額
伝統的建造物	建築物	外観(これと密接な関連を有する内部及び構造を含む)の修理 および構造耐力上必要な部分の修理に要する経費。		9/10 以内	900 万
		保存のために必要な鳥虫害防除工事等に要する経費。		9/10 以内	50 万
	工作物	保存のために必要な修理に要する経費。		9/10 以内	400 万
伝統的建造物以外の建造物等	建築物	主屋等	原則として修景基準に基づいて行う外観の修景に 係る経費、およびそれらとあわせて行う、保存のため に必要な構造耐力上必要な部分の修理及び鳥虫 害防除工事等に要する経費。	2/3 以内	600 万
		その他の 付属建物	原則として修景基準に基づいて行う外観の修景に 要する経費。	2/3 以内	300 万
	工作物等	原則として修景基準に基づいて行う修景に要する経費。		2/3 以内	100 万
前各項の工事に要 する設計管理経費		必要と認めた補助対象工事費に 0.12 を乗じた経費を限度とする。		10/10	100 万

別 表 2 (第 4 条関係)

種類	補助対象	補助金 限度額
補助対象工事となる家屋の 維持修繕工事の経費	対象工事につき、補助金限度額を定額補助する。	2 万